

勇志国際高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について

（学校教育法第4条第1項及び同法施行令第23条第1項第11号に基づく認可）

学校名	勇志国際高等学校	校長名	今井 修
所在地	天草市御所浦町牧島1065番地3	設置認可日	平成22年（2010年） 3月19日
設置者名	学校法人青叡舎学院	理事長名	熊本 研一
教育区域	47都道府県	課程 修業年限	通信制課程（普通科） 3年以上
収容定員	2,000人	変更時期	令和6年（2024年）4月1日
変更理由	通信連携協力施設（大分学習センター（大分県大分市））を設置したため。 通信連携協力施設ごとの定員を学則に記載する必要がある。		
変更内容	変更前	変更後	
	別紙「学則比較対照表」のとおり	別紙「学則比較対照表」のとおり	
規程適合状況	別紙「高等学校通信教育規程適合状況」のとおり（満たしている）		

【参考条文】（関係部分のみ）

学校教育法第4条第1項

次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校の通常の課程及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）についても、同様とする。

(3) 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

学校教育法施行令第23条第1項

法第4条第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

(11) 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更

私立学校法第8条第1項

都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かななければならない。

高等学校通信教育規程第2条第1項

高等学校の通信制の課程で行う教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。

高等学校通信教育規程第4条第2項

実施校の設置者は、...通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。

学則比較対照表

変更前	変更後
<p>第9条 生徒は、本校において定められた時間数の面接指導及び試験を受けなければならない。</p> <p>2 前項で定める面接指導及び試験を、協力校または協力校以外の施設で受けることができる。</p> <p>3 面接指導等実施施設を以下のとおり設置する。</p> <p>本校 定員100名</p> <p>熊本県天草市御所浦町牧島1065-3 千葉学習センター 定員450名 千葉県松戸市新松戸4-48 大川ビル 福岡学習センター 定員300名</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目20番15号 第7岡部ビル7階</p> <p>熊本学習センター 定員650名</p> <p>熊本県熊本市中央区九品寺二丁目1番24号 熊本九品寺ビル1階、7階</p> <p>宮崎学習センター 定員300名 宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番32号 宮崎ナナイロ東館7階</p> <p>兵庫明石高等学院 定員130名</p> <p>兵庫県明石市魚住町西岡370-12</p>	<p>第9条 生徒は、本校において定められた時間数の面接指導及び試験を受けなければならない。</p> <p>2 前項で定める面接指導及び試験を、協力校または協力校以外の施設で受けることができる。</p> <p>3 面接指導等実施施設を以下のとおり設置する。</p> <p>本校 定員75名</p> <p>熊本県天草市御所浦町牧島1065-3 千葉学習センター 定員450名 千葉県松戸市新松戸4-48 大川ビル 福岡学習センター 定員240名</p> <p>福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目20番15号 第7岡部ビル7階</p> <p>熊本学習センター 定員640名</p> <p>熊本県熊本市中央区九品寺二丁目1番24号 熊本九品寺ビル1階、7階</p> <p>宮崎学習センター 定員300名 宮崎県宮崎市橘通西3丁目10番32号 宮崎ナナイロ東館7階</p> <p><u>大分学習センター 定員150名</u></p> <p><u>大分県大分市高砂町2-50</u></p> <p><u>OASISひろば21地下1階</u></p> <p>兵庫明石高等学院 定員100名</p> <p>兵庫県明石市魚住町西岡370-12</p>
<p>(サポート施設)</p> <p>第10条 サポート施設は以下のとおりである。</p> <p>なのはなファミリー 定員10名</p> <p>岡山県勝田郡勝央町石生495 ウィルサポ学園 定員15名</p> <p>広島県廿日市市住吉1-5-26 広島学びのサポートセンター 定員15名</p>	<p>(サポート施設)</p> <p>第10条 サポート施設は以下のとおりである。</p> <p>なのはなファミリー 定員5名</p> <p>岡山県勝田郡勝央町石生495 ウィルサポ学園 定員10名</p> <p>広島県廿日市市住吉1-5-26 広島学びのサポートセンター 定員10名</p>

広島県廿日市市宮内 1 0 1 1 - 3

ソフィア 定員 1 5 名

福岡県大牟田市原山町 1 - 6

塾 2 1 定員 1 5 名

福岡県福岡市西区周船寺 2 - 7 - 8

広島県廿日市市宮内 1 0 1 1 - 3

ソフィア 定員 1 0 名

福岡県大牟田市原山町 1 - 6

塾 2 1 定員 1 0 名

福岡県福岡市西区周船寺 2 - 7 - 8

勇志国際高校大分学習センターの概要

所在地	大分県大分市高砂町 2 - 5 0 OASISひろば 2 1 地下 1 階
施設面積・教室数	専用面積 4 0 7 . 1 0 m ² 4 教室 (2 0 5 . 2 m ²)
定員	1 5 0 人 (大分学習センターにおいて対応可能な人数の上限。)
施設所有形態	2 0 3 0 年 5 月 3 1 日までの賃貸借契約を締結。更新規定あり。

「高等学校通信教育規程」適合状況

本規程第 4 条の 2 及び第 5 条から第 1 0 条の 2 第 3 項までの規定に適合するか確認を行った。

内容 (実施校(本校)の基準)		大分学習センター	適否
第 4 条の 2	同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、40 人を超えてはならない。	面接指導(スクーリング)の生徒数は 1 クラスあたり最大 3 2 人となっている。	適
第 5 条	実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。	専任教諭 6 人 (基準: 1 5 0 人 / 8 0 2 < 5)	適
第 6 条	実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。	専任 2 人、兼任 1 人 (必要に応じ本校からも派遣)	適
第 7 条	実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。	必要な施設・設備は備えており、安全上も消防用設備等点検結果報告書を大分市消防局長へ提出済み。	適

	内容 (実施校(本校)の基準)	大分学習センター	適否
第8条	通信制の課程のみを置く高等学校(以下「独立校」という。)の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。	1,200㎡は有していないが、大分県で生徒確保をするためには交通の便の良い中心市街地である必要があり、実施校と比較して面積の確保が難しい。かつ、大分学習センターにおいては、一度に登校する生徒を最大で120人としており、当該指導を適切に実施する上で必要な面積は確保している。よって、但し書きに該当すると判断する。	適
第9条	実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。 教室 図書室、保健室 職員室	いずれの施設も備えられている。	適
第10条	実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。	机・いす等、必要な設備は備えている。	適
第10条の2第3項	実施校の設置者は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前二項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。 この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準(当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。)を参酌して当該確認を行わなければならない。	設置者は、同規程の第5条から第10条の基準に適合することについて確認を行っている。 大分県では通信制課程の設置に係る基準が定められておらず、熊本県広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可に関する審査基準により確認を行っている。	適

(参考)

第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前六条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。

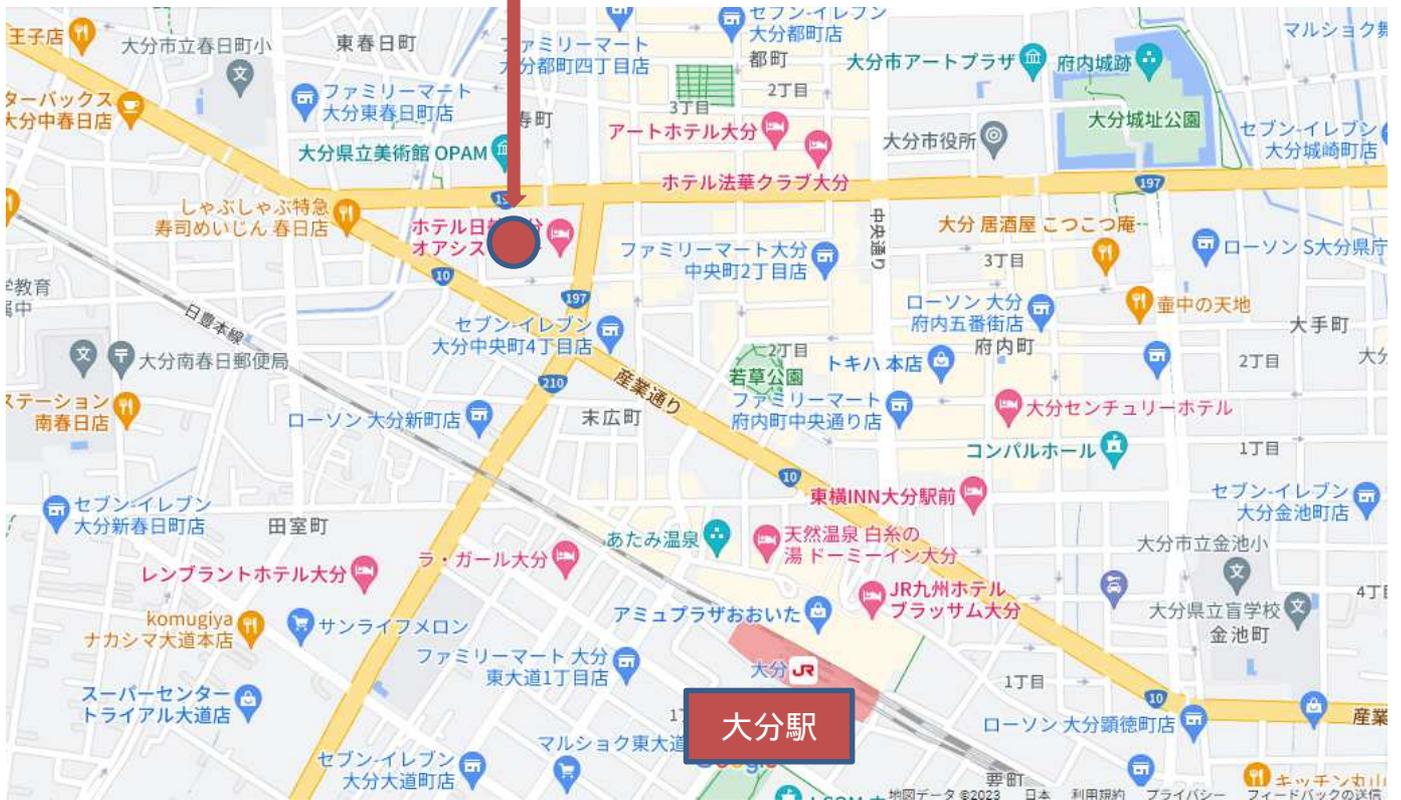
「熊本県広域通信制高等学校の面接指導等実施施設
に係る学則認可に関する審査基準」等適合状況

内容		大分学習センター	適否
1 面接指導等実施施設の設置管理	(1)生徒の修学上特に必要と認められる場合で、教育上及び安全上支障がないこと	生徒の通学可能区域に本校（御所浦町）等がないため必要である。教育上必要な施設・設備を有しており、安全上も消防用設備等点検結果報告書を大分市消防局長へ提出している。	適
	(2)原則として学則に定める通信教育を行う区域内に所在するものであること	教育区域（47都道府県）内に所在している。	適
	(3)高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと	周辺には、風俗営業などを行う施設等教育にふさわしくない施設は立地していない。当該地は官公署、学校、文化施設、公園などが所在するエリアであり、教育を行う上で支障ない。	適
	(4)実施校の設置者自らが設置する施設でない場合、当該施設の利用について当該施設の設置者と文書による取り決めを行っていること	該当せず。	
	(5)法令等に基づき、面接指導又は試験を実施すること以外を主たる目的とする施設である場合、面接指導又は試験の実施が当該目的の実現のために支障がないこと	該当せず。	
2 施設等	(1)面接指導等実施施設において実施する面接指導等の教科・科目の実施に当たり必要な施設及び設備を有していること	国語・数学等12教科について面接指導実施されるが、必要な教室及び机・椅子等は設置されている。	適
	(2)面接指導等実施施設において同時に面接指導等を実施する定員を定めるとともに、当該定員に対して面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有していること	同時に面接指導等を実施する人数は最大32人としており、28～32人収容可能な教室を4教室と、それに必要な机・椅子等は設置されている。	適

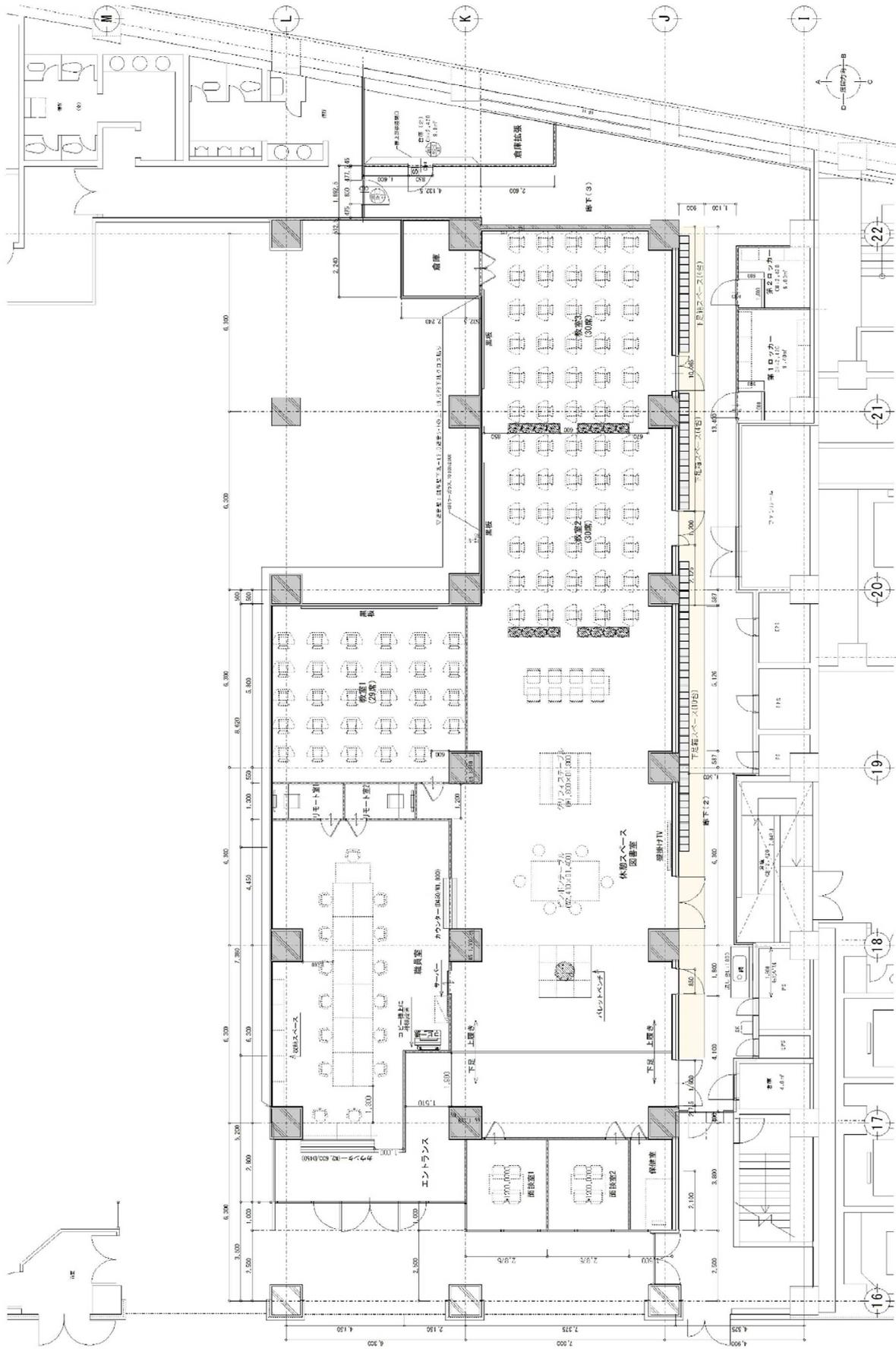
内容		大分学習センター	適否
	(3)施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること	施設については2030年までの賃貸借契約を締結済み。更新規定あり。	適
3 指導体制	(1)面接指導等を実施するに当たって、実施教科・科目及び定員に応じて必要な教員の配置がなされていること	国語・数学等12教科について面接指導が実施されるが、それぞれ教員が配置されている。大分学習センターに配置されている教員6人で不足する部分については、熊本・宮崎から適宜派遣する。	適
	(2)試験等の期間のみ面接指導等実施施設を開設する場合、開設日等を公表し、生徒の施設利用に配慮されていること	該当せず。	
4 その他	面接指導等実施施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと	名称は「勇志国際高等学校大分学習センター」である。	適

< 大分学習センター所在地 >

大分学習センター所在地



<大分学習センター平面図>



計画平面図 S : 1 / 150

※ 記入寸法の数値は概算です。

くまもと清陵高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について
 （学校教育法第4条第1項及び同法施行令第23条第1項第11号に基づく認可）

学 校 名	くまもと清陵高等学校	校 長 名	組脇 泰光
所 在 地	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字 小野5番300	設置認可日	平成29年3月24日
設置者名	学校法人熊ゼミ学園	理 事 長 名	組脇 泰光
教育区域	47都道府県	課 程 修 業 年 限	通信制課程（普通科） 3年以上
収容定員	900人	変 更 時 期	令和7年（2025年）4月1日
変 更 理 由	通信連携協力施設（東京学習センター（東京都千代田区））を設置したため。 通信連携協力施設ごとの定員を学則に記載する必要がある。		
変 更 内 容	変 更 前		変 更 後
	別紙「学則新旧対照表」のとおり		別紙「学則新旧対照表」のとおり
規 程 適 合 状 況	別紙「高等学校通信教育規程適合状況」のとおり（満たしている）		

【参考条文】（関係部分のみ）

学校教育法第4条第1項

次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校の通常の課程及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）についても、同様とする。

(3) 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
都道府県知事

学校教育法施行令第23条第1項

法第4条第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

(11) 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更

私立学校法第8条第1項

都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

高等学校通信教育規程第2条第1項

高等学校の通信制の課程で行う教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。

高等学校通信教育規程第4条第2項

実施校の設置者は、…通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。

学則新旧対照表

変更前	変更後
<p>第5条 本校の面接指導等実施施設を以下のとおり設置するものとする。</p> <p>所在地 滋賀県大津市本丸町1-4</p> <p>名称 くまもと清陵高等学校滋賀学習センター</p> <p>収容定員 50人</p>	<p>第5条 本校の面接指導等実施施設を以下のとおり設置するものとする。</p> <p>所在地 滋賀県大津市本丸町1-4</p> <p>名称 くまもと清陵高等学校滋賀学習センター</p> <p>収容定員 50人</p> <p>所在地 <u>東京都千代田区神田三崎町2丁目21-11</u></p> <p>名称 <u>くまもと清陵高等学校東京学習センター</u></p> <p>収容定員 <u>600人</u></p>

くまもと清陵高校東京学習センターの概要

所在地	東京都千代田区神田三崎松 2 丁目 2 1 - 1 1
施設面積・教室数	専用面積 1 5 5 . 8 m ² 4 教室 (1 教室 22.5m ² 2 教室 22.8m ² 3 教室 21.2m ² 4 教室 28.4m ²)
定員	6 0 0 人 (東京学習センターにおいて対応可能な人数の上限。)
施設所有形態	2 0 2 6 年 3 月 3 1 日まで賃貸借契約を締結。1 年毎自動更新。

「高等学校通信教育規程」適合状況

本規程第 4 条の 2 及び第 5 条から第 1 0 条の 2 第 3 項までの規定に適合するかを確認を行った。

内容 (実施校 (本校) の基準)		東京学習センター	適否
第 4 条の 2	同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、4 0 人を超えてはならない。	面接指導 (スクーリング) の生徒数は 1 クラスあたり最大 1 8 人となっている。	適
第 5 条	実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数 (新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数) を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。	教諭 1 人 講師 8 人 (基準 : 6 0 0 人 / 8 0 8) 教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることが可。	適
第 6 条	実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。	専任 1 人配置	適
第 7 条	実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。	必要な施設・設備は備えており、安全上も消防用設備等点検結果報告書を東京消防局長へ提出済み。	適
第 8 条	通信制の課程のみを置く高等学校 (以下「独立校」という。) の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。	1 , 2 0 0 m ² は有していないが、東京都心部であり実施校と比較して面積の確保が難しい。かつ、東京学習センターにおいては、一度に登校する生徒を最大でも 6 0 人としており、当該指導を適切に実施する上で必要な面積は確保している。よって、但し書きに該当すると判断する。	適

	内容 (実施校(本校)の基準)	東京学習センター	適否
第9条	<p>実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。</p> <p>教室 図書室、保健室 職員室</p>	<p>生徒が来校する時間は全てスクーリングや試験の時間に充てるため、図書室の利用は想定しておらず設けていない。その他保健室、職員室については、同建物を所有するお茶の水ゼミナールの談話室や職員室を共用する。</p>	適
第10条	<p>実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。</p>	<p>机・いす等、必要な設備は搬入済み。</p>	適
第10条の2第3項	<p>実施校の設置者は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前二項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。</p>	<p>設置者は、同規程の第5条から第10条の基準に適合することについて確認を行っている。</p>	適
	<p>この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。</p>	<p>確認に当たっては、「東京都私立高等学校通信制課程に係る認可基準」を参酌している。</p> <p>同基準では、教室の面積について、「同時に面接指導及び試験を受ける生徒数に1.5㎡を乗じて得た面積を下回ってはならない」と定めている。東京学習センターの場合、この基準を満たすため、前期・後期でそれぞれ10回（1回（1週間）で3日間授業を行う）ずつスクーリングを行うこととしている。この方法で600人を対象とすると、1回当たりのスクーリングで60人を対象とすればよく、最低でも90㎡の教室が必要となるが、東京学習センターの教室の面積は94.5㎡（4教室分）あるため、基準を満たしている。</p> <p>なお、1教室当たりの人数は1～4教室でそれぞれ15人、15人、14人、18人を上限とする。</p>	適

(参考)

第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前六条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。

「熊本県広域通信制高等学校の面接指導等実施施設
に係る学則認可に関する審査基準」適合状況

内容	東京学習センター	適否	
1 面接指導等実施施設の管理	(1)生徒の修学上特に必要と認められる場合で、教育上及び安全上支障がないこと	生徒の通学可能区域に本校(南阿蘇村)等がないため必要である。協教育上必要な施設・設備を有しており、安全上も消防用設備等点検結果報告書を大分市消防局長へ提出している。	適
	(2)原則として学則に定める通信教育を行う区域内に所在するものであること	教育区域(47都道府県)内に所在している。	適
	(3)高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと	周辺には、風俗営業などを行う施設等教育にふさわしくない施設は立地していない。当該地は官公署、学校、文化施設、公園などが所在するエリアであり、教育を行う上で支障ない。	適
	(4)実施校の設置者自らが設置する施設でない場合、当該施設の利用について当該施設の設置者と文書による取り決めを行っていること	該当せず。	適
	(5)法令等に基づき、面接指導又は試験を実施すること以外を主たる目的とする施設である場合、面接指導又は試験の実施が当該目的の実現のために支障がないこと	該当せず。	
2 施設等	(1)面接指導等実施施設において実施する面接指導等の教科・科目の実施に当たり必要な施設及び設備を有していること	国語・数学等9教科実施されるが、教室及び机・椅子等必要な施設・設備は設置されている。	適
	(2)面接指導等実施施設において同時に面接指導等を実施する定員を定めるとともに、当該定員に対して面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有していること	同時に面接指導等を実施する人数は最大32人としており、25~32人収容可能な教室を4教室と、それに必要な机・椅子等は設置されている。	適
	(3)施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること	施設については2026年までの賃貸借契約を締結済み。1年毎に自動更新される。	適

内容		東京学習センター	適否
3 指導体制	(1)面接指導等を実施するに当たって、実施教科・科目及び定員に応じて必要な教員の配置がなされていること	国語・数学等9教科実施されるが、それぞれ教員が配置されている。	適
	(2)試験等の期間のみ面接指導等実施施設を開設する場合、開設日等を公表し、生徒の施設利用に配慮されていること	該当せず。	
4 その他	面接指導等実施施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと	名称は「くまもと清陵高等学校東京学習センター」であり、不適切な名称ではない。	適

< 東京学習センター所在地 >



< 東京学習センター平面図 >

東京本校本館 3 F



秀岳館高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

（学校教育法第4条第1項に基づく認可）

学 校 名	秀岳館高等学校	校 長 名	中川 静也		
所 在 地	熊本県八代市興国町1番5号	設置認可日	昭和31年4月1日		
設置者名	学校法人八商学園	理事長名	中川 静也		
変更時期	令和6年4月1日				
変更内容	学則定員の変更（普通科60名減 建設工業科60名減）				
変更理由	入学者の減少に伴い、現状に沿った適正な規模に縮小させるため。				
収容定員		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	普通科	720	700	680	660
	商業科	180	180	180	180
	建設工業科	300	280	260	240
	合計	1,200	1,160	1,120	1,080
	学年進行による経過措置あり。				

教職員組織		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
	校長	1	0	1	0	1	0
	副校長	1	0	1	0	1	0
	教頭	2	0	2	0	2	0
	教諭	16	0	16	0	16	0
	講師	38	12	36	11	34	10
	養護講師	1	0	1	0	1	0
	実習講師	5	0	5	0	5	0
	事務職員	20	2	18	2	16	2
	産業医	0	1	0	1	0	1
	学校医	0	5	0	5	0	5
	薬剤師	0	1	0	1	0	1
	衛生管理士	0	1	0	1	0	1
計	84	22	80	21	76	20	
施設設備等	変更なし 校舎6,303.28㎡（設置基準 校舎5,760㎡以上）						
資金計画	追加経費等はなし。						
生徒定員と実員の推移			R1	R2	R3	R4	R5
	普通科	定員	720	720	720	720	720
		実員	809	800	754	753	597
	商業科	定員	180	180	180	180	180
		実員	122	132	141	125	119
	建設工業科	定員	300	300	300	300	300
		実員	145	147	139	135	119
	計	定員	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
実員		1,076	1,079	1,034	1,014	819	
設置基準適合状況	別紙「設置基準適合状況」のとおり（満たしている）。						

【高等学校設置基準適合状況】

	内容	秀岳館高等学校	適否
第7条	同時に授業を行う生徒数 40人以下	最大39人	適
第8条	教員数 $1,080 \div 40 = 27$ 人以上	【令和8年度】 専任 50名 (教諭16名、講師34名) 兼任 10名 (講師10名) 合計 60名	適
第9条	相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。	有	適
第12条	校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない	適切	適
第13条	校舎面積 $3,360 + 4 \times (1,080 - 480) = 5,760$ m ² 以上	6,303.28 m ²	適
第14条	運動場の面積 8,400 m ² 以上	9,750 m ²	適
第15条	校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。		
第1項	一 教室(普通教室、特別教室等) 二 図書室、保健室 三 職員室	有	適
第2項	必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。	有	適
第16条	体育館を備えるものとする。	有	適
第17条	学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。	有	適

メディカル・カレッジ青照館の廃止認可について
 (学校教育法第130条第1項に基づく学校の廃止認可)

学 校 名	メディカル・カレッジ青照館	校 長 名	竹村 照章					
所 在 地	熊本県宇城市三角町波多 2864-11	設置認可日	平成 11 年 12 月 10 日					
設置者名	学校法人 青照学舎	理事長名	藤岡 正導					
廃止時期	令和 6 年 3 月 3 1 日							
廃止理由	医療系学科を有する大学や専門学校の増加、少子化による受験生の減少により、定員確保の見通しが立たないことから、学校の運営継続が困難となったため。							
生徒の 処置方法	令和 5 年 3 月をもって全員卒業しており、在籍者はいない。令和 5 年 4 月 1 日から休校中。							
指導要録 等の保存	同一法人が運営する熊本駅前看護リハビリテーション学院に移管する。							
教職員の 処置方法	休校後も、校舎管理、国家資格取得を目指す卒業生の対応等のため当該校の職員として配置されている職員 2 名については、令和 6 年 4 月 1 日付けで熊本駅前看護リハビリテーション学院に異動する。							
施設 の 処置方法	校舎及び校地は、同一法人が運営する熊本駅前看護リハビリテーション学院の実習施設として活用しながら、新たな学校の創設や売却等の処置方法を検討する。							
教 職 員 組 織	廃止前				廃止後			
	校 長	1 人			校 長	0 人		
	教 員 専 任	2 人			教 員 専 任	0 人		
	兼 任	人			兼 任	0 人		
	職 員	人			職 員	0 人		

【参考】生徒定員と実員の推移（各年度 5 月 1 日現在）

(人)

学科	理学療法学科					作業療法学科					言語聴覚療法学科				
	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計
定員	40	40	40	40	160	40	40	40	40	160	40	40	40	40	160
学年	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計	1年	2年	3年	4年	計
H30	12	10	16	12	50	6	6	16	11	39	18	20	28	28	94
R1	11	10	13	12	46	9	5	8	12	34	19	20	21	21	81
R2	募集停止	10	9	13	32	-	9	5	7	21	-	-	-	-	学科廃止
R3	-	-	10	10	20	-	-	9	5	14					
R4	-	-	-	9	9	-	-	-	9	9					
R5	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0					